

⑯ 財産を相続したとき

令和3年4月1日現在の法令等に基づいて作成しています。



相続税は
どのような場合に
かかるの?



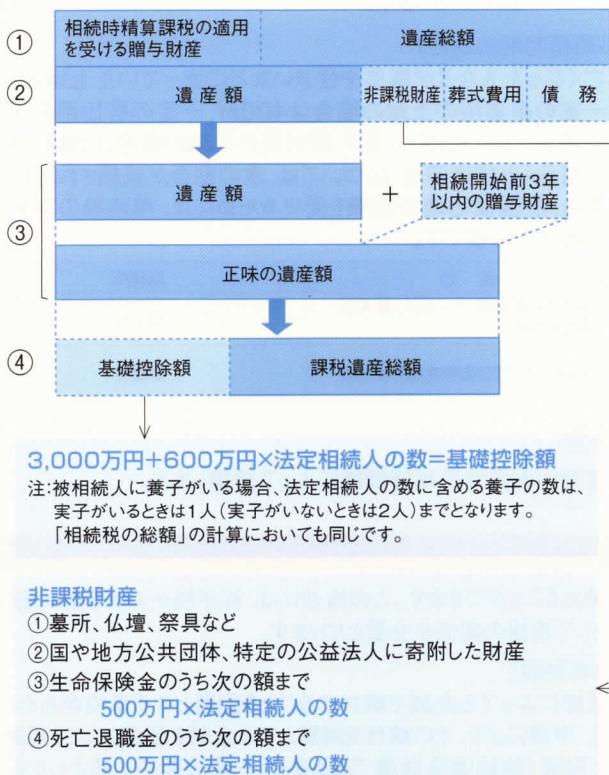
財産を相続したときの税金

亡くなった人から各相続人等が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。

相続税の課税対象となる課税遺産総額の計算

- ① 相続や遺贈によって取得した財産（遺産総額）の価額と、相続時精算課税の適用を受ける財産の価額を合計します。
宅地や建物の評価方法→裏面「宅地や建物の評価方法」参照
相続時精算課税→⑯P2「相続時精算課税」参照
- ② ①から債務、葬式費用、非課税財産を差し引いて、遺産額を算出します。
- ③ 遺産額に相続開始前3年以内の暦年課税に係る贈与財産の価額を加算して、正味の遺産額を算出します。
- ④ ③から基礎控除額を差し引いて、課税遺産総額を算出します。
注：正味の遺産額が基礎控除額を超えない場合には、相続税はかかりません。

○課税遺産総額の計算



相続税の計算

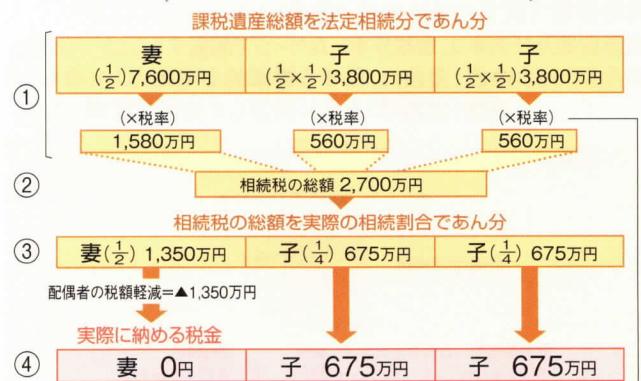
- ① 課税遺産総額を法定相続分どおりに取得したものと仮定して、それに税率を適用して各法定相続人別に税額を計算します。
- ② ①の税額を合計したものが相続税の総額です。
- ③ ②の相続税の総額を、各相続人、受遺者及び相続時精算課税を適用した人が実際に取得した正味の遺産額の割合に応じてあん分します。
相続時精算課税→⑯P2「相続時精算課税」参照
- ④ ③から配偶者の税額軽減のほか、各種の税額控除を差し引いて、実際に納める税額を計算します。
→裏面「配偶者の税額軽減（配偶者控除）」参照

○相続税の計算例

正味の遺産額が2億円で、妻と子2人が法定相続分どおりに相続した場合

$$(正味の遺産額) \quad (基礎控除額) \quad (課税遺産総額)$$

$$2億円-(3,000万円+600万円\times 3)=1億5,200万円$$



△法定相続分の主な例

相続人	法定相続分
子がいる場合	配偶者 2分の1
	子 2分の1(人数分に分ける)
子がない場合	配偶者 3分の2
	父母 3分の1(人数分に分ける)
子も父母もない場合	配偶者 4分の3
	兄弟姉妹 4分の1(人数分に分ける)

△相続税の速算表

法定相続分に応する取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
1,000万円超～3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超～5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超～1億円以下	30%	700万円
1億円超～2億円以下	40%	1,700万円
2億円超～3億円以下	45%	2,700万円
3億円超～6億円以下	50%	4,200万円
6億円超～	55%	7,200万円

配偶者の税額軽減(配偶者控除)

配偶者が遺産分割や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が1億6,000万円までか、配偶者の法定相続分相当額までであれば、配偶者に相続税はかかりません。

なお、配偶者控除を受けるためには、相続税の申告書の提出が必要です。

注:正味の遺産額のうち仮装又は隠蔽されていた部分は、配偶者の税額軽減の対象とはなりません。

→⑤「家族と税」「配偶者からの相続と税額軽減(配偶者控除)」参照



宅地や建物を
相続したらどのように
評価するの?



宅地や建物の評価方法

宅地は路線価等を基に評価します。

建物は固定資産税評価額によって評価します。

相続税や贈与税を計算する場合の宅地や建物の評価方法は、次のとおりです。

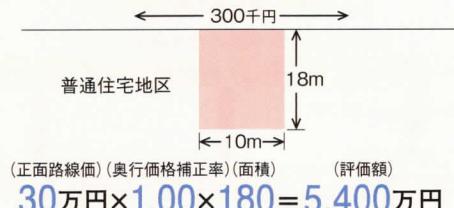
宅地

● 路線価方式又は倍率方式で評価します。

● 路線価及び倍率は、国税庁ホームページで閲覧することができます。

路線価方式:路線(道路)に面する標準的な宅地の1m²当たりの価額(路線価)を基に計算した金額で評価します。

○路線価方式による評価額の計算例



注:普通住宅地区における奥行18mの場合の奥行価格補正率は、1.00です。

申告と納税

〈相続税の申告・納税〉

相続人は、相続の開始があったことを知った日(通常は被相続人が死亡した日)の翌日から10か月以内に、被相続人の住所地の所轄税務署に申告・納税する必要があります。

注:相続税の納付については、次の場合を除き、各相続人等が相続又は遺贈により受けた利益の価額を限度として、相互に連帯して納付しなければならない義務が課せられています。

①本来の納税義務者の相続税の申告書の提出期限等から5年以内に税務署長(国税局長)が、「納付通知書」を発していない場合

②本来の納税義務者が延納の許可を受けた相続税額に係る相続税

③本来の納税義務者が農地や非上場株式などの相続税の納税猶予の適用を受けた相続税額に係る相続税

〈延納制度〉

相続税額が10万円を超えると、かつ納期限(納付すべき日)までに金銭で納付することを困難とする事由があるときは、申請により、その納付を困難とする金額を限度として、年賦払いによる方法で

税額から控除されるもの

〈未成年者控除〉

相続人が20歳未満の方の場合は、20歳に達するまでの年数1年につき10万円が控除されます。

〈障害者控除〉

相続人が障害者の場合は、85歳に達するまでの年数1年につき10万円(特別障害者の場合は20万円)が控除されます。

〈暦年課税に係る贈与税額控除〉

正味の遺産額に加算された「相続開始前3年以内の贈与財産」の価額に対する贈与税額が控除されます。

〈相続時精算課税に係る贈与税額控除〉

遺産総額に加算された「相続時精算課税の適用を受ける贈与財産」の価額に対する贈与税額が控除されます。

なお、控除しきれない金額がある場合には、申告をすることにより還付を受けることができます。

倍率方式:路線価の定められていない地域についての評価方式で、固定資産税評価額に一定の倍率を掛けて計算した金額で評価します。

〈小規模宅地の場合〉

亡くなった人などが事業や住まいなどに使っていた土地のうち一定の事業用の土地の場合は400m²、一定の居住用の土地の場合には330m²、一定の貸付用の土地の場合は200m²までの部分(小規模宅地)については、次の割合が減額されます。

なお、小規模宅地の減額を受けるためには、相続税の申告書の提出が必要です。

区分	減額率
居住用・事業用で一定の要件を満たすもの	80%
貸付用で一定の要件を満たすもの	50%

建物

建物の固定資産税評価額によって評価します。

納めることができます。この場合には、利子税がかかるほか、原則として担保の提供が必要となります。

〈物納制度〉

延納によっても金銭で納付することを困難とする事由があるときは、申請により、その納付を困難とする金額を限度として、相続した財産(物納適格財産であるなど、一定の要件を満たしたものに限られます。)で納めることができます。

注:延納又は物納をするには、納期限(納付すべき日)までに所轄税務署に申請書及び手続に必要な関係書類を提出し、許可を受ける必要があります。

〈被相続人の所得税・消費税の申告〉

所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税の申告をすべき方が年の途中で亡くなった場合は、相続人はその全員の連名により、被相続人が死亡した日の翌日から4か月以内に、被相続人の住所地の所轄税務署に確定申告をします。

相続税の申告が必要な方とは？

被相続人から相続などによって財産を取得した人の相続財産等の合計額が「遺産に係る基礎控除額」を超える場合に、その財産を取得した人は相続税の申告をする必要があります。

遺産に係る基礎控除額 =

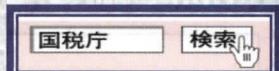
$$3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times \text{法定相続人の数})$$

国税庁ホームページへアクセス！

国税庁ホームページには、相続税の概要を説明したリーフレットや、相続税の具体的な計算方法、特例の内容、申告書の記載例など、様々な情報を掲載しています。

また、よくある質問を集めた税に関するインターネット上の相談室「タックスアンサー」もご利用いただけます。

まずは「国税庁」で検索してみましょう！！



なるほど！

電話でお気軽に相談できます！

最寄りの税務署へお電話をいただきますと、自動音声によりご案内します。

「税金に関する一般的なご質問やご相談（1）」を選択した後、相談内容に応じて番号を選択すると、「電話相談センター」（国税局税務相談室）につながり、職員が相談をお受けします。

まずはお電話で
ご相談ください。



税理士をお探しの方は「税理士情報検索サイト」へ！

日本税理士会連合会ホームページ内の
「税理士情報検索サイト」 (<https://www.zeirishikensaku.jp>) で
税理士等の検索が可能となっています。

資格のある税理士へ
ご相談ください。



なお、税に関する相談や申告書の代理作成等の税理士業務は、有償・無償を問わず、税理士、税理士法人以外の者が行うことはできません^{（注）}。

（注）弁護士（弁護士法人）は、所属弁護士会を経由して国税局長に業務を行う旨を通知することにより、税理士業務を行うことができます。

名古屋国税局・税務署

申告の要否を判定できます！

I 遺産に係る 基礎控除額

3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数 _____人)

(A)

万円

II 相続税が 課される財産

※ 非課税限度額は、
「500万円×法定相続人の数」です。

現金・預貯金	万円
土 地	万円
建 物	万円
有価証券	万円
その他の財産	万円
生命保険金	(受取金額－非課税限度額*) 万円
死亡退職金	(受取金額－非課税限度額*) 万円
相続時精算課税適用財産	万円
合 計	① 万円

III 相続財産の価額から 控除できる債務等

借入金等	万円
葬式費用	万円
合 計	② 万円

IV 相続財産に 加算する受贈財産

相続開始前3年以内に 贈与を受けた財産	③ 万円
------------------------	------

V 遺産総額（各相続人が取得した財産の価額の合計額）

$$\boxed{① \text{ 万円}} - \boxed{② \text{ 万円}} + \boxed{③ \text{ 万円}} = \boxed{\text{B} \text{ 万円}}$$



* ①-②の金額がマイナスのときは、③の金額が④の金額となります。

★ 相続税の申告が 必要なのは…

B) 遺産総額

(各相続人が取得した
財産の価額の合計額)

A) 遺産に係る 基礎控除額

の場合です。

相続税の申告が必要な方は…

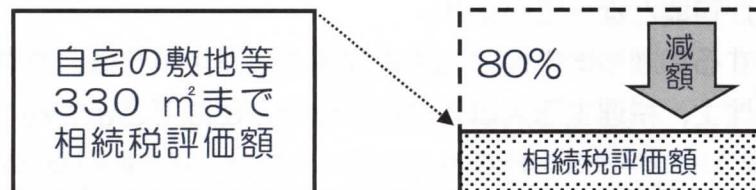
相続の開始があったことを知った日（通常は被相続人が死亡した日）の翌日から10か月以内に、
被相続人の住所地の所轄税務署に申告・納税をする必要があります。

ただし、各種特例に該当すれば、課税されないケースがあります（その場合も申告は必要です。）。

各種特例の一つをご紹介しますと…

○ 小規模宅地等の特例（一定の要件の下、宅地の評価額が減額されます。）

- ◆ 特定居住用宅地等
の場合



【注意】特例の要件など、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。